

泰平病院 介護医療院 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人成雅会が開設する介護医療院（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が要介護状態にある者に対し、適正な療養介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行い、その要介護者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援する。

2 サービスの提供に当たっては、常に入所療養介護を受ける者の立場に立ち、意思及び人格を尊重し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、地域や家族との結び付きを重視する。

3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 サービスを提供する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人成雅会 泰平病院 介護医療院
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字新原 14 番地 7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 介護医療院の従事者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 医師 1 名
管理者は、施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握、適正なサービス提供を行うための管理を一元的に行う。
- ② 医師 2 名 以上
医師は、入所者の状況を観察し、診断、検査、投薬、処置等必要な診療を行う。
- ③ 看護職員 10 名 以上
・看護職員 10 名 以上
入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護を提供する。
- ④ 介護職員 12 名 以上
・介護職員 12 名 以上
入所者の病状及び心身の状況に応じ、介護を提供する。

- ⑤ 理学療法士 1名以上（泰平病院と兼務）
医師の指示の下、入所者のリハビリテーション等を行う。
- ⑥ 作業療法士 1名以上（泰平病院と兼務）
医師の指示の下、入所者のリハビリテーション等を行う。
- ⑦ 言語聴覚士 1名以上（泰平病院と兼務）
医師の指示の下、入所者のリハビリテーション等を行う。
- ⑧ 介護支援専門員 1名
入所者の療養介護サービス計画の作成その他の付随する事務を行う。
- ⑨ 薬剤師 1名以上（泰平病院と兼務）
入所者の服薬管理等を行う。
- ⑩ 管理栄養士又は栄養士 2名以上
入所者の栄養管理を行う。

（入所者の定員）

第5条 介護医療院の定員は、60名とする。

（介護療養サービスの内容）

第6条 介護医療院のサービス内容は、次の通りとする。

- （1）施設サービス計画の作成
- （2）診療
- （3）入浴介助
- （4）排泄介助
- （5）褥瘡の予防
- （6）離床、着替え、整容等の日常生活上の援助
- （7）食事の提供及び介助
- （8）機能訓練
- （9）生活相談
- （10）レクリエーションや行事
- （11）栄養管理
- （12）口腔衛生の管理

（利用料その他の費用）

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料の1割～3割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合）とする。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。
 - 居住費 別表のとおり
 - 食費 別表のとおり
 - 理髪 実費 外部委託 希望者のみ
 - 衛生管理費 実費（予防接種等） 希望者のみ
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関して説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 前項以外で、費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

（利用にあたっての留意事項）

- 第8条 入所者及びその家族は、入所生活が集団生活であることを認識し、他の入所者の迷惑となる行為を慎まなければならない。
- 2 面会時間は、午前9時から午後9時までとする。
 - 3 他の病・医院を受診する場合は、主治医の指示に従わなければならない。
 - 4 病室及び関係する施設を利用するにあたっては、担当職員の指示に従わなければならない。

（衛生管理等）

- 第9条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 3 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - 4 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（協力医療機関等）

- 第10条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 1 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 2 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 4 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県に届け出るものとする。
- 5 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 6 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 7 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 8 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害対策は次のとおりとする。

- 1 非常災害対策責任者には、防火管理者を充てる。
- 2 始業時・終業時には、火災危険防止の為自主的に点検を行う。
- 3 非常災害用の設備点検は契約保持事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害用設備は常に有効に保持するように努める。
- 5 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練（消化・通報・避難）…年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 …年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 …随時
- 6 その他の必要な災害防止策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 2 虐待防止のための指針の整備
 - 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第15条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヵ月以内

（2）継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 災害やその他やむを得ない事情がある時を除き、入所療養介護を受ける者の定員及び病室の定員を超えて入院させない。
- 7 施設において食中毒、感染症等が発生した場合は、まん延しないよう必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所等必要機関への届出を行い助言、指導を求める。また内容について速やかに家族への連絡を行う。
- 8 入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明又は必要に応じ指導を行う。
- 9 診療に当たっては、療養上妥当適切に行う。看護は医学的管理の下に行い、介護については、適切な技術により行う。1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人成雅会と施設の管理者と

の協議に基づいて定めるものとする。

(付則) 平成30年10月 1日から施行する。

令和 1年10月 1日 一部改定

令和 3年 5月 1日 一部改定

令和 6年 4月 1日 一部改定